

3 南都第230号
令和3年9月30日

高知県行政書士会様

都市整備課長
若枝 実
(公 印 省 略)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正に関する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて（通知）

日ごろは、本市の開発許可行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和2年6月10日に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）が公布され、同年9月7日に一部が施行されました。関連法である都市計画法（昭和43年法律第100号）における開発許可制度の見直しに係る改正部分については、令和4年4月1日に施行（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の2に係る改正部分は、令和2年9月7日に施行）されます。

開発許可制度の見直しに係る主な改正内容は、下記のとおりとなっていますのでお知らせします。

なお、内容は現時点での公表されている法改正の概要について掲載しています。情報の更新や南国市開発許可制度の手引の修正などについては、今後、ホームページ等にて周知を行う予定です。

記

1 災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止（都市計画法第33条第1項第8号）

これまで、都市計画法第33条第1項第8号の規定による規制対象は、「自己以外の居住の用に供する住宅」及び「自己以外の業務の用に供する施設」の開発行為でしたが、都市計画法の改正により、新たに「自己の業務の用に供する施設」の開発行為についても規制対象に追加されることとなりました。

これにより、令和4年4月1日以降は、「自己の居住の用に供する住宅」の開発行為以外の開発行為は、原則として災害レッドゾーンを開発区域に含むことができなくなります。

○災害レッドゾーン

区域の名称	法律
災害危険区域	建築基準法第39条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項

2 市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化

(都市計画法第34条第11号及び第12号)

市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域では開発行為が厳しく制限されていますが、都市計画法第34条第11号及び第12号の規定により、地方公共団体の条例で指定する区域（条例区域）や目的又は予定建築物等の用途を限り定められたものは一定の開発行為が可能となっています。

しかし、今回の都市計画法施行令の改正により、令和4年4月1日以降は、特例的に開発行為を認めている条例区域については、原則として災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等を開発区域に含むことができなくなります。

○浸水ハザードエリア等

区域の名称	法律
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項
浸水想定区域 (洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)	水防法第15条第1項第4号

3 施行日

令和4年4月1日

4 参考

安全で魅力的なまちづくりを進めるための都市再生特別措置法等の改正について

(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan Tk_000070.html

以上

問い合わせ先

南国市 都市整備課開発係

〒783-8501 高知県南国市大塙甲 2301 番地

T E L : 088-880-6582

F A X : 088-863-1167